

けやき倶楽部歴史グループ 例会 6 月度活動報告

日時	2021 年 5 月 19 日～2021 年 6 月 15 日
場所	12/16～1/19＝各会員自宅メール学習継続 1/19＝各自宅にてオンライン会議例会。
参加数	資料提出：提出者 4 名 5 本 オンライン例会参加者＝ 21 名
例会内容	<p>先月に続きメール例会を継続。</p> <p>6/4 Wky 「裁許状を読む」、6/8 Tks 「鎌倉期の足利尊氏」、6/8 Wky 「所領と相続」 6/10 Hym 「貧乏絵師の悲哀絵師」（翌月持越）6/12 Tcd 「悔返（くいかえし）」について</p> <p>6/15－13：30－15：30 以下オンライン例会活動</p> <p>(1) Wky 5 月資料「訴訟制度について」 鎌倉幕府の性格を理解するうえで裁判制度の把握は欠かせないものである。 このため、訴訟手続のみではなく、中世法の特徴、鎌倉幕府の裁判制度の発展過程・審理機構の変遷、政治史との関連などについて多面的な検討を行った。</p> <p>(2) Wky 「裁許状を読む」 テキストに掲載された遺跡相論の裁許状を理解するにあたり、事案の前提となる次の事項について補足した。(1)相論の当事者(原告・被告)のおかれた状況、(2)相論の対象となった事件の事実経過、(3)相論の争点及び判決のポイント</p> <p>(3) Tks 「鎌倉期の足利尊氏」 足利家は源義康に始まり御家人化は子の義兼が北条時政との姻戚関係から始まる。新田義重は義兼の兄。源氏嫡流に近かったので北条氏に警戒され新田氏と共に鎌倉から遠ざけられ評定衆にはなれなかった。その後の正室は北条から。尊氏は 6 代後の次男 1303 年生まれ</p> <p>(4) Wks 「所領と相続」 ①鎌倉時代の所領相続の理解を深めるため、今回対象となった所領(薩摩国)の取得過程を把握した。②分割相続が進むことにより所領が狭小化した。その後相続形態が単独相続となり、その結果、室町時代に至り惣領制が解体した。</p> <p>(5) Tcd 「悔返し」について 「子孫や他人に贈与したものを、父母や本主が取り戻すことができる行為」は当時父祖権として強い力があつた。分与の際「譲状」に必要文言を記載し、権利発動の際は幕府へ報告義務があつた。御家人役の維持には総領への族的結合と財政基盤の確保が必要で、救貧化を最低限にとどめるもの</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>◎例会内、質疑応答をレコーディング配信します。併せてご覧ください。</p>
次回 次々回	<p>例会＝7 月 20 日(火) 13：30～15：30。オンライン例会－各自自宅 PC にて参加。</p> <p>第 6 章 鎌倉幕府の滅亡/分科会＝同日・10：30～12：00 同上・第 2 章 東インド会社の誕生 例会・分科会とも 未定。</p>